

平成 2 7 年度

つくば市の図書館概要

つくば市立中央図書館

目 次

	ページ
1 つくば市の概要	1
2 施設概要	1
3 運営方針	2
4 つくば市立図書館運営上の指標と数値目標	2
5 組織・事務分掌	7
6 図書館利用システム	7
7 図書館サービス	9
8 小中学校への支援事業	9
9 自動車図書館	9
10 交流センター図書室との連携	10
11 平成26年度の主な事業	10
12 沿革	12
13 年間統計	16
14 ボランティア活動状況	20
15 所蔵雑誌・新聞一覧	21

資 料 編

1 つくば市立図書館条例	23
2 つくば市立図書館条例施行規則	25
3 つくば市立図書館資料収集及び保存に関する方針	31

1 つくば市の概要

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、東京から北東に約50km、成田国際空港（成田市）から北西に約40kmの距離に位置しています。

万葉集で多く詠まれた名峰「筑波山」を擁する豊かな自然と田園，世界最高水準の研究と教育を行う拠点「筑波研究学園都市」の持つ最先端の科学・技術，これら自然と科学が調和し，そして親しめる環境が整った街です。

－120カ国以上，約7,000人の外国人が暮らす国際都市－

つくば市には，世界有数の研究機関が集積していることから，研究者や留学生などの多くの外国人が居住しています。その数は，6,943人に及び，つくば市全体の人口の約3％にあたります。

つくば市人口 221,150人(常住人口) 平成27年4月1日現在

2 施設概要

－公園内の文化施設－

中央図書館は，茨城県近代美術館つくば分館との複合施設「つくば文化会館アルス」として建設され平成2年6月に開館した施設です。

アルス(ARS)は，ラテン語で「芸術・学芸・美術」を意味します。また，館内には，ピアノ備え付けの多目的ホール(アルスホール)があり，コンサートや講演会などに利用されています。

所在地	茨城県つくば市吾妻2丁目8番地
電話番号	029(856)4311
施設面積	3,502㎡（1F 1,714㎡ 2F 982㎡ その他 806㎡）
施設内容	1F 開架書庫，保存書庫，自動車図書館車庫など 2F アルスホール，会議室，事務室など

★アルスホール（視聴覚センター）

利用時間	9:00～22:00
定員	100名
休館日	月曜日（国民の祝日と重なった場合は火曜日），年末年始
設備品	グランドピアノ・映写装置・音響装置・調光装置・専用控室など
その他	・利用申込は，事務室で6ヶ月前から受付けています。 ・予約状況は，ホームページからご確認頂けます。

3 運営方針

つくば市未来構想では、『住んでみたい住み続けたいまちつくば』を未来の都市像とし、「人を育み、みんなで支えあうまち」の中で生涯学習の充実を掲げています。

また、つくば市教育局基本方針等において図書館の整備と利用促進については、下記の7項目を基本方針として中央図書館の充実を図っていくものとしています。

中央図書館では、これらを受けて市民の生涯学習を支援するとともに、文化情報資源を受発信する「知」の拠点として、市民の要求に的確に応えることを運営の基本方針としています。

○平成27年度教育局基本方針等（中央図書館）

- ・自動車図書館運行事業の充実
- ・中央図書館職員による学校訪問ブックトーク事業の推進
- ・中央図書館とオンライン4交流センター図書室，月曜祝日の開館
- ・中央図書館によるオンライン4交流センター図書室の運営
- ・筑波大学図書館との連携
- ・図書返却事業の充実
- ・学校図書館支援事業の推進

4 つくば市立図書館運営上の指標と数値目標

○策定の趣旨

図書館の運営状況については、図書館法第7条の2及び第7条の3において「運営の状況に関する評価等及び運営の状況に関する情報の提供」について規定されており、文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」においても、公立図書館は図書館サービスその他図書館運営に関する適切な指標等の設定と目標達成状況等に関する点検・評価を行うよう努めなければならない旨が明記されている。このことを踏まえ、つくば市立図書館の運営に関し、目標とすべき指標とそれに係る目標数値を設定し、自ら点検・評価を行い、その結果について公表することによって市民の図書館事業に対する理解を深めるとともに、図書館の健全な発展と図書館サービスの向上に資することを目的とする。

○評価目標について

- 1 指標の目標年度 平成29年度
- 2 評価期間 平成27年度～平成29年度（3年間）
- 3 評価方法 各年度の達成度合いを項目ごとに評価し、公表する。
- 4 目標指標 3年ごとに目標指標の見直しを行う。

1 市民サービスに必要な資料を確保し、提供することに関する指標（4項目）

No.	目 標 指 標	参考値	目 標 値	目 標 値 の 設 定 理 由
		平成25年度実績		
1-1	所蔵資料点数	320, 562点	350, 000点	予算の範囲において、効率的な選書を行い、所蔵資料数増を目指す。
指標の説明	中央図書館及び自動車図書館に所蔵する資料の点数（オンライン4交流センター分は除く。）			
1-2	個人貸出図書冊数	818, 991冊	850, 000冊	幅広い年齢層を意識して利用の促進を図り、目標冊数を目指す。
指標の説明	中央図書館資料の個人への貸出冊数（自動車図書館分は除く。） 23年度 812, 644冊、24年度 843, 673冊			
1-3	団体貸出図書冊数	11, 556冊	15, 000冊	学校や公共機関等への団体貸出しを促進し、読書推進活動の向上を目指す。
指標の説明	小学校・保育所・幼稚園・児童クラブ・福祉施設等の団体に対しての図書貸出冊数（貸出限度：1団体300冊まで最高3か月間）			
1-4	貸出視聴覚資料点数	103, 544点	120, 000点	供給数が限られているため、資料の厳選に努め、効率的な貸出しを目指す。
指標の説明	CD・DVD・VHSビデオ等の視聴覚資料の1年間の貸出点数			

2 市全体へのサービスに関する指標（7項目）

No.	目 標 指 標	参考値	目 標 値	目 標 値 の 設 定 理 由
		平成25年度実績		
2-1	図書館情報紙の発行回数	2回	5回	図書館からの情報を積極的に発信する。
指標の説明	図書館情報紙「ヨモッカ」・「こどもヨモッカ」等の市民向け印刷物の年間発行回数（広報つくばの情報は除く。）			
2-2	返却窓口の返却冊数	93, 521冊	110, 000冊	返却窓口を増やすなどの検討しながら利便性の向上に努める。
指標の説明	並木・広岡・大穂・豊里の各交流センターと市庁舎にあるブックポスト及びオンラインの4交流センターに返却回収された図書資料の冊数			
2-3	図書館ホームページへのアクセス件数	279, 550回	300, 000回	図書館ホームページの内容充実を図り、利便性の向上を目指す。
指標の説明	パソコン又はモバイル端末等からインターネットを経由して、図書館ホームページにアクセスしてきた件数（館内OPAC・携帯電話のiモード等は除く。）			
2-4	年間開館日数	281日	287日	年間の開館日数を増やし、図書館利用の促進を図る。
指標の説明	23年度 274日 ・ 24年度 284日			
2-5	年間開館時間	2, 468時間	2, 508時間	開館日数増に比例して年間の開館時間を増やし、利用促進と利便性向上に努める。
指標の説明	23年度 2, 403時間 ・ 24年度 2, 490時間			

No.	目 標 指 標	参考値	目 標 値	目 標 値 の 設 定 理 由
		平成25年度実績		
2-6	新規登録者数	6, 060人	6, 500人	転入者等や図書館未利用者に対してPRに努め、図書館利用者を増やす。
指標の説明	当該年度に新たに図書館利用者カードを作成した人数（新小学校1年生は特別受付期間を設け学校ごとに作成する。）			
2-7	来館者数	545, 926人	580, 000人	減少傾向にあるため、来館者増を目指す。
指標の説明	館内に入館した利用者の延べ人数 23年度 567, 077人 ・ 24年度 597, 951人			

3 障害を持った方及び外国の方へのサービスに関する指標（5項目）

No.	目 標 指 標	参考値	目 標 値	目 標 値 の 設 定 理 由
		平成25年度実績		
3-1	大活字本の所蔵冊数	1, 899冊	2, 100冊	出版数が限られているので、計画的な蔵書に努め、目標数を目指す。
指標の説明	障がい者や高齢者等のための大活字本の所蔵冊数			
3-2	大活字本の貸出冊数	1, 780冊	1, 800冊	大活字本コーナーの表示やPR等に努め利用促進に努める。
指標の説明	大活字本の年間貸出冊数			
3-3	外国語資料の所蔵点数	10, 982冊	12, 000冊	外国語資料の蔵書数を増やし、多言語サービスの向上を目指す。
指標の説明	英語、中国語、韓国語を中心にした、児童書及び一般書の資料数			
3-4	外国語資料の貸出冊数	6, 533冊	8, 000冊	外国語資料コーナーの配架や掲示等の充実に努め、利用促進を図る。
指標の説明	外国語資料の年間貸出冊数(児童書と一般書の合計)			
3-5	点字資料の所蔵点数	218点	230点	点訳資料の作成及び収集に努め、所蔵点数増を目指す。
指標の説明	当館で作成した点字資料及び購入した点字資料の点数			

4 地域支援サービスに関する指標（4項目）

No.	目 標 指 標	参考値	目 標 値	目 標 値 の 設 定 理 由
		平成25年度実績		
4-1	自動車図書館利用人数	12, 416人	15, 000人	自動車図書館のステーションの見直しや蔵書の充実に図り、利用者数増を目指す。
指標の説明	自動車図書館(2台)の年間利用人数(貸出人数) 23年度 14, 041人 ・ 24年度 13, 400人			

No.	目 標 指 標	参考値	目 標 値	目 標 値 の 設 定 理 由
		平成25年度実績		
4-2	自動車図書館貸出冊数	48, 528冊	55, 000冊	自動車図書館資料の充実に努め、貸出冊数の増を目指す。
指標の説明	自動車図書館(2台)で貸出しを行った年間資料冊数 23年度 53, 800冊 ・ 24年度 53, 067冊			
4-3	自動車図書館 予約受付件数	224件	300件	自動車図書館利用を促進し、効率的な予約処理に努める。
指標の説明	自動車図書館から予約処理をおこなった件数 23年度 374件 ・ 24年度 256件			
4-4	相互貸借貸出冊(点)数	2, 245点	2, 400点	他の図書館と連携して、市民に様々な資料提供についてPRし、幅広い資料提供を図り、貸出し数増を目指す。
指標の説明	当館に所蔵のない資料を県立図書館、県内市町村立図書館、国立国会図書館等から借用したり、他図書館に貸出した点数			

5 課題解決支援、利用者の情報活用能力に関する指標（3項目）

No.	目 標 指 標	参考値	目 標 値	目 標 値 の 設 定 理 由
		平成25年度実績		
5-1	地域支援事業等参加定員に対する参加者割合	103%	105%	図書館が積極的に市民向けの図書館講座等を開催し、図書館に関する関心を高め読書推進活動の向上を目指す。
指標の説明	中央図書館が市民対象に実施する自主事業(講座等)で定員を設けて実施するものの、定員に対する参加者の割合			
5-2	レファレンス受付件数	1, 621件	1, 700件	レファレンス能力の向上とPRに努め目標件数を目指す。
指標の説明	市民が、図書館窓口、電話、メールにより必要な資料について問合せをした数 23年度1, 443件 ・ 24年度1, 485件			
5-3	予約件数	72, 340件	74, 000件	図書館窓口のほか図書館ホームページやインターネット登録の充実を図り、円滑な予約の推進に努める。
指標の説明	図書館窓口での直接予約受付及び図書館ホームページからの予約受付件数 23年度 55, 425件、 24年度 67, 405件			

6 学校図書館支援に関する指標（5項目）

No.	目 標 指 標	参考値	目 標 値	目 標 値 の 設 定 理 由
		平成25年度実績		
6-1	ブックトーク事業参加校数	39校	44校	学校への積極的なPRを行い、実施校数の増を目指す。
指標の説明	学校訪問ブックトーク事業を実施した学校数 23年度 小学校28校・中学校3校、 24年度 小学校35校・中学校 1校			

No.	目 標 指 標	参考値	目 標 値	目 標 値 の 設 定 理 由
		平成25年度実績		
6-2	職場体験学習受入人数	21人	25人	図書館の受入体制の拡充に努め、受入人数増を目指す。
指標の説明	中学校での教育カリキュラムに組み込まれている8年生(中学2年)を対象にした職場体験の場として中央図書館業務を体験した生徒数 23年度 24人・24年度 20人			
6-3	学校図書館司書教諭補助員等の研修参加人数	85人	87人	司書教諭や司書教諭補助員のスキル向上を図るため、有意義で魅力的な研修を実施し、参加者数増を目指す。
指標の説明	市立学校図書館司書教諭補助員及び司書教諭等を対象に実施した研修の参加人数 23年度 一人・24年度 85人			
6-4	社会科見学受入学校数	8校	10校	図書館の受入体制の拡充に努め、受入人数増を目指す。
指標の説明	小学校での教育カリキュラムに組み込まれている社会科見学の場として中央図書館を利用した学校数 23年度 10校 ・ 24年度 6校			
6-5	ジュニア図書館員受入人数	68人	70人	図書館の受入体制の拡充に努め、受入人数増を目指す。
指標の説明	図書館業務に興味のある小学5年生及び6年生を対象にしたジュニア図書館員受入事業で司書業務を経験した児童数 23年度 31人・24年度 55人			

7 市民満足度に関する指標（1項目）

No.	目 標 指 標	参考値	目 標 値	目 標 値 の 設 定 理 由
		平成25年度実績		
7-1	利用満足度調査の満足度		80%以上	図書館利用者の満足度を把握し、将来の図書館運営の向上を目指す。
指標の説明	年度末に、中央図書館利用者に対して図書館サービスについて満足しているかどうかのアンケート調査を実施する。			

5 組織・事務分掌

(1)組織 職員数 27名(司書資格 16名)

館長 —— 副館長 —— { ・管理係 10名
・サービス係 15名

平成26年4月1日現在

(2)事務分掌

☆管理係

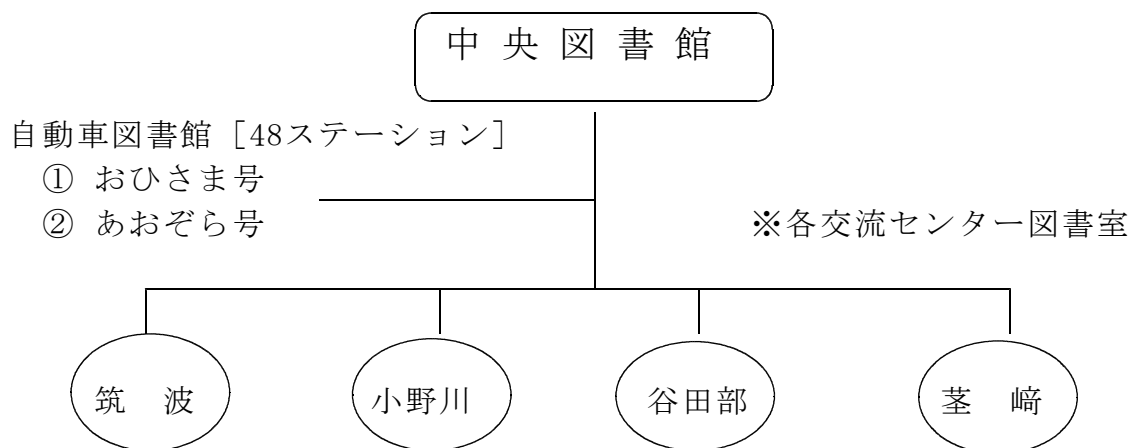
予算，施設管理，資料収集・廃棄，アルスホール，ボランティア，
情報システム，広報広聴，図書館協議会 など

☆サービス係

館内利用，団体貸出，相互貸借，館内展示，自主事業，自動車図書館
学校図書館支援，書架管理，延滞資料処理 など

6 図書館利用システム

中央図書館の利用体系は，中央図書館を中心に自動車図書館及び下図に示された各交流センター図書室において，貸出・返却・予約などのサービスを一体的に受けることができます。また，これらのサービスは，図書館情報システム(コンピュータ)により一元的に管理されています。



7 図書館サービス

(1)貸出・返却

つくば市に在住，在勤，在学している個人に利用カードを交付し，図書館サービスを提供しています。また，規則の定めにより登録された団体に対しても同じように図書館サービスを提供しています。

登録に関しては職員にお尋ねください。

利用カードの登録・交付は，氏名，住所，勤務先，在学先の確認できるものを提示し，「貸出登録申込書」により登録ができます。

★視聴覚資料(DVD等)の公衆の面前での上映は、著作権の関係から禁止されていますのでご注意ください。

貸出しの条件は次のとおりです。

	図書・視聴覚資料	冊・点	期 間
個人	図 書 資 料	10冊以内	2週間以内
	視 聴 覚 資 料	3点以内	1週間以内
団体	図 書 資 料	300冊以内	3か月以内

図書資料の返却は、中央図書館内カウンター及び図書館入口にあるブックポストにおいて返却ができます。また、自動車図書館又はオンライン化している谷田部・筑波・小野川・荃崎の各交流センター図書室でも返却することができます。そのほか、次の施設でも返却ができます。

- ①つくば市庁舎ブックポスト(1F正面受付カウンター)
- ②大穂交流センターブックポスト
- ③豊里交流センターブックポスト
- ④並木交流センター窓口
- ⑤広岡交流センター窓口

但し、視聴覚資料や紙芝居は破損の恐れがあるため、図書館又は図書室のカウンターへ直接返却してください。

(2) 予約・リクエスト

探している資料が貸出中の場合は、予約することができます。また、その資料が図書館にない場合は、リクエストとして申し込むと図書館が購入したり、他の交流センター図書室から取り寄せることができます。申込みは「予約・リクエスト・相互貸借申込書」に記入し、カウンターに提出するか、インターネットから申し込むことができます。

また、予約に限り、館内にある利用者端末からも申し込むことができます。但し、希望に添えない場合や取り寄せ費用を負担していただく場合があります。

(3) 送付貸出サービス

より多くの人に図書館利用の機会を設け一層の利便性を図るために、自宅が図書館から遠いために利用できない方、開館時間内に図書館利用の困難な方々が自宅に居ながら図書の貸出しが受けられるサービスです。貸出・返却に係わる費用は利用者の負担になりますのでご注意ください。

(4) 海外から来ている方へのサービス

- ①英語、中国語、韓国語を中心に、外国語雑誌17紙、及び外国語新聞4紙を収集し、備えています。(詳細は資料編を参照)

- ②館内カウンターでは、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語による利用案内を用意しています。

(5) Webサービス

- ①資料のリクエスト・レファレンス(相談)・利用状況(貸出し中の資料, 予約状況)の確認, メールアドレスの登録・変更, パスワード変更等ができます。
②リンク先として, 図書館・出版情報, 他官公庁の情報等を掲載しています。

(6) 乳幼児・児童・高齢者及び図書館利用に支障のある方へのサービス

- ①こどもコーナーに, 子どもの成長に応じた資料を備えています。
②専用コーナーに, 大きな活字の本を備えています。
③小説などの録音資料(CD・カセットテープ)を備えています。
④点字絵本を備えています。

(7) 地域・市政資料サービス

- ①専用コーナーに, つくば市及び近隣市町村に関する資料を備えています。
②市内の小・中学校で使われている教科書を備えています。
③つくば市関連の新聞記事を切り貼りした「つくばトピックニュース」を備えています。

(8) 調査・研究サービス

市民が図書館の資料を利用して調査・研究ができるように, 資料や情報を提供し支援をしています。なお, 著作権法第31条の規定により図書館が所蔵する資料をコピーすることができます。

★カラーコピー 1枚100円 ★白黒コピー 1枚10円

(9) 視聴覚資料サービス

映像や音声などによる視聴覚資料を収集し, 専用コーナーを設けて視聴できるよう提供しています。

8 小中学校への支援事業

中央図書館では, 児童・生徒の読書環境の充実を推進するために, 市立小中学校に対して各種の支援事業等を行っています。

- ①ジュニア図書館員・職場体験学習・社会科見学などの受入れ
②学校図書館に対する団体貸出し
③学校訪問ブックトーク事業
④司書教諭補助員の研修
⑤小学校への自動車図書館の巡回

9 自動車図書館

自動車図書館では, ステーションに停車している時間に, 登録・貸出・予約などのサービスを行なっています。また, パソコンを積載していますので, 職員

がその場で中央図書館・筑波・小野川・谷田部・荃崎の各交流センター図書室の全蔵書を検索することができます。

自動車図書館の日程表は、図書館ホームページにより確認できます。なお、図書資料の破損を防止するため、雨天時には運行を中止する場合がありますので、その際はご了承ください。

詳細は次のとおりです。

- | | | |
|--------|--------------|-----------|
| ①名 称 | 1号車 おひさま号 | 2号車 あおぞら号 |
| ②積載冊数 | 1台 約3,500冊 | |
| ③訪 問 先 | 48ステーション（2台） | |
| ④運 行 日 | 火・水・木・金曜日 | |
| ⑤巡回周期 | 2週間に1回 | |
| ⑥装 備 | 車椅子用リフト付き | |

10 交流センター図書室との連携

筑波・小野川・谷田部・荃崎の各交流センター図書室では、コンピュータネットワークにより中央図書館と一体的な図書サービスを提供しています。

平成27年度から、より一層中央図書館との一体的な運用を進め、市民サービスの向上に努めています。

- ①中央図書館及び自動車図書館で所蔵する本を検索することができます。
- ②上記の各図書室で所蔵している本や中央図書館及び自動車図書館の本を取り寄せて利用することができます。
- ③借りた本は、上記の施設のどこでも返すことができます。
- ④そのほかに上記の施設で借りた本を、大穂・豊里・並木・広岡の各交流センターで返却することができます。

11 平成26年度の主な事業

図 書 館 行 事

- | | |
|-----|---|
| 4 月 | ◇おはなし会（毎月毎週土曜日開催）
◇おとなのためのブックトーク（毎月1回開催）
◇古典であ・そ・ぼ（毎月1回開催） |
| 5 月 | ◇図書館わくわくランド（10日） |
| 6 月 | ◇パネルシアターかくれんぼ 公演（14日）
◇特別館内整理期間（11～14日）
◇出前講座「こどもの本の楽しみ」（25日） |
| 7 月 | ◇児童向け図書館だより「こどもヨモッカ」（1号・2号）発行
◇ジュニア図書館員（68名受入れ）
◇中学生職場体験実習受入（～8月） |

- ◇人形劇「スイミー」公演（12日）
- ◇第1回図書館協議会（18日）
- ◇交流センター図書室職員研修
- ◇司書教諭補助員研修（4日間）

- 8月 ◇ジュニア図書館員
- ◇夏の夜話（2日）
- ◇新任司書教諭補助員研修（22日）
- ◇インターンシップ受入（～9月）

- 9月 ◇つくば市内小学校社会科見学（～10月）
- ◇出前講座「こどもの本の楽しみ」（12日）
- ◇小山市立図書館研修来館

- 10月 ◇学校訪問ブックトーク事業（小学校37校・中学校5校）
- ◇つくば特別支援学校社会科見学
- ◇絵本作家 小中大地さん作品展（10/31～11/19）

- 11月 ◇学校訪問ブックトーク事業
- ◇出前講座「こどもの本の楽しみ」（6日）
- ◇科学フェスティバル出展（8・9日）
- ◇つくば特別支援学校社会科見学（12日）
- ◇第2回図書館協議会（20日）

- 12月 ◇児童向け図書館だより「こどもヨモッカ」（3号）発行
- ◇学校訪問ブックトーク事業
- ◇出前講座「こどもの本の楽しみ」（16日）

- 1月 ◇給食ブックトーク（市内3幼稚園）

- 2月 ◇図書リサイクル（21～25日）
- ◇つくば特別支援学校社会科見学（13日）

- 3月 ◇児童向け図書館だより「こどもヨモッカ」（4号）発行
- ◇第3回図書館協議会（5日）
- ◇給食ブックトーク（市内3幼稚園）
- ◇ファーストブック講座（8・14日）

※事業等にはボランティアの企画事業も含まれます。

12 沿革

年月日	事 項
昭和62年 11月 11月30日	・研究学園都市建設連絡協議会（研究学園都市を構成する6町村）住宅都市整備公団つくば開発局その他による「筑波研究学園都市総合都市文化センター図書館基本計画」が策定される。 ・筑波郡大穂町・豊里町・谷田部町・新治郡桜村が合併し、つくば市が誕生すると同時に、教育委員会事務局に図書館準備室（2名）が発足する。
昭和63年 1月31日	・筑波郡筑波町がつくば市に加わり、つくば市全域への図書館サービス実施計画の検討を開始する。
平成元年 3月11日 3月15日 4月 1日	・図書館を含む複合施設「筑波研究学園都市総合都市文化センター」が着工する。 ・教育委員会による「つくば市の図書館サービス実施計画」が策定される。 ・図書館準備室の職員が6名に増員され、本格的準備作業に入る。
平成2年 4月 1日 4月25日 6月 8日 6月 9日 6月16日 7月18日 9月30日	・開館に向けて司書の採用、有資格者の異動により職員(8名)の確保を図り、14名体制となる。 ・「筑波研究学園都市総合都市文化センター」竣工となる。 ・図書館準備室にかわり、教育委員会に中央図書館が誕生。 ・つくば文化会館アルス内に「つくば市立中央図書館」が開館する。 ・おはなし会を開始する。 ・自動車図書館つくばアルス1・2号の運行開始、巡回サービスを開始する。(ステーション35ヶ所) ・つくば市立中央図書館概要を発行(以降毎年発行)
平成3年 4月 1日 10月 1日	・稲敷郡茎崎町民に対する貸出サービス開始。図書館職員数19名体制となる。 ・自動車図書館のステーション数を増加する。(50ヶ所に)
平成4年 1月31日 4月 1日	・小河内芳子氏の講演会を開催する。 ・目の不自由な人々に対して、郵送(無料)による録音テープの貸出しを開始する。
平成5年 2月 4月31日 7月 1日 10月17日	・谷田部公民館図書室とのオンライン化を図る。 ・図書館職員数25名体制となる。(公民館図書室駐在司書導入開始) ・開館した筑波公民館図書室とのオンライン化を図る。 ・図書館情報大学の実習生を受入れる。(以降毎年受入) ・社会福祉法人茨城県盲人協会から、障害者のための活動によって感謝状を受ける。
平成6年 3月 3月25日 7月	・司書講習の実習生として全盲の学生を受入れる。 ・一日図書館員(小学生)事業を開始(以降毎年実施) ・ボランティアの協力により録音図書の作成を始める。

	10月 4日	・学校訪問ブックトークを開始する。(以降毎年実施)
平成7年	3月31日	・平成6年度の貸出冊数が県内公共図書館でトップになる。
	7月 1日	・図書館情報システムを更新する。
平成8年	1月25日	・ボランティア朗読講座を開講する。
	4月	・除籍図書のリサイクル事業を開始する。(以降不定期開催)
	7月	・タッチパネル式による利用者端末機の機能の充実を図る。 ・ご意見箱「皆さんの声」を設置する。
平成10年	4月 1日	・図書館職員26名体制となる。(谷田部, 小野川, 筑波の各公民館派遣司書含む。)
	5月	・開館した小野川公民館図書室とのオンライン化を図る。
平成11年	3月	・堀川理万子原画展を開催する。「リリィおばさんなげキッス」
	7月	・こども相談デスクを設置する。
	10月	・大島英太郎原画展を開催する。
平成12年	4月 1日	・図書館職員27名体制となる。
	7月	・図書館情報システムを更新する。
	12月	・自動車図書館「アルス1号」を更新, おひさま号と命名する。
平成13年	4月 1日	・図書館職員24名体制となる。
	12月	・自動車図書館「アルス2号」を更新, あおぞら号と命名する。
平成14年	4月 1日	・図書館職員23名体制となる。
	11月 1日	・荃崎町がつくば市に編入される。
平成15年	2月22日	・ファーストブック講座を開催する。(以降毎年実施)
	3月 4日	・「つくば市立図書館の望ましい基準」策定にあたっての基本的な考え方を図書館協議会へ諮問する。
	4月20日	・英語のおはなし会を実施する。(県内初, 以降毎月実施)
	6月 1日	・利用カードの更新を図る。
	7月 1日	・荃崎公民館図書室とのオンライン化を図る。 ・図書郵送サービスを開始する。(県内初)
	7月	・学校図書館実務講座を開催する。(2日間) 2ヶ年実施
平成16年	3月18日	・「つくば市立図書館の望ましい基準」策定にあたっての基本的な考え方について, 図書館協議会から館長へ答申する。
	4月 1日	・図書館協議会委員の公募を行う。
	4月23日	・子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受ける。
	10月	・「カラスとカケスの物語」原画展を開催する。
平成17年	3月22日	・年間総貸出冊数100万冊を超える。(県内初)
	4月	・図書館専門員設置規則を制定する。 専門員7名採用
		・個人貸出しを5冊から10冊に変更する。
	7月 1日	・図書館情報システムを更新する。
	8月24日	・つくばエクスプレスが開通する。
	10月	・全国図書館大会茨城大会に参加する。
	11月26日	・茨城県読書推進運動協議会長より活動功績が認められ表彰を受ける。
	12月	・芳川豊「おはなしトランプ」原画展を開催する。

平成18年	1月21日	・つくばエクスプレス開業記念・中央図書館開館15周年記念事業「土田義晴さんとともに」を開催する。
	4月15日	・地域文化ボランティア「おとなのためのブックトーク」を開始する。(以降毎月実施)
	10月29日	・一部の祝日を開館する。(年間6日)
		・図書館ボランティアが茨城県教育長より図書館の振興発展に寄与した事が認められ感謝状を受ける。
平成19年	1月21日	・「藤田昌矢氏が語る絵本」講演会を開催する。
	4月1日	・一部の祝日を開館する。(年間5日)
	7月	・延滞資料の督促に関する事務処理事項を改正する。
	11月30日	・図書館ボランティアが市長より振興発展の感謝状を受ける。
平成20年	4月	・谷田部・小野川・筑波・荃崎の各公民館図書室が全面委託となる。
		・祝日(年間3日)及び月末休館日(年間7日)を開館する。
平成21年	4月	・図書館職員17名, 専門員8名体制となる。
		・祝日(年間7日)及び月末休館日(年間7日)を開館する。
	7月	・寄贈資料に関する事務処理事項を改正する。
		・H16「つくば市立図書館の望ましい基準」の基本的な考え方に関する答申について, 内容の検証と評価を図書館協議会へ諮問する。
平成22年	3月	・年間総貸出冊数が140万冊を超える。(谷田部・小野川・筑波・荃崎の公民館図書室分含む。)
	4月	・図書館職員16名, 専門員10名体制となる。
		・祝日(年間4日)及び月末休館日(年間7日)を開館する。
	6月	・H21諮問について, 図書館協議会長から館長及び教育長へ答申される。
	10月	・開館20周年記念事業が(おはなしフェスティバル等)開催される。
平成23年	3月11日	・東日本大震災発生により, 施設・資料の破損が発生し, 臨時休館する。同月23日より時間短縮(木曜日を除き17時閉館)にて再開する。
	4月1日	・公民館が「交流センター」に名称変更となる。
		・祝日(年間4日)及び月末休館日(年間7日)を開館する。
	7月1日	・閉館時間を変更する。(水・土・日17時, 火・木・金19時)
	10月1日	・閉館時間が通常に戻る。(火～金19時, 土・日17時)
		・図書館情報システムを更新する。
		・中央図書館ホームページをリニューアルする。
	10月23日	・「おはなしフェスタ2011」を開催する。
平成24年	4月1日	・図書返却窓口の増設を試行(大穂・豊里・並木・広岡の各交流センター)
		・祝日(年間6日)及び月末休館日(年間8日)を開館する。
	5月6日	・大規模竜巻が発生し, 筑波交流センター図書室が休室する。(26日より再開)

	10月24日	・「おはなしフェスタ2012」を開催する。
平成25年	4月 1日	・図書返却窓口の増設を継続する。(大穂・豊里・並木・広岡の各交流センター)
		・祝日(年間6日)及び月末休館日(年間6日)を開館する。
	5月 1日	・図書館職員15名, 専門員10名体制となる。
	5月 4日	・図書館わくわくランドを開催する。
	5月・6月	・出前講座(市内3施設)を実施する。
	7月 4日	・茨城県高等学校教育研究会図書館部県西地区図書委員研修会(並木中等学校)が開催される。
	7月	・新任司書教諭補助員研修(4日間)を実施する。
	7月13日	・グループスイミー公演(アルスホール)を開催する。
	7月27日	・ジュニア図書館員を受入れる。(68名)
	8月 1日	・公園通りの図書館通信「ヨモッカ」第1号を発行する。
	8月20日	・インターンシップを受入れる。
	10月 2日	・つくば特別支援学校の社会科見学を受入れる。
	10月17日	・学校訪問ブックトーク開始する。(小学校35校・中学校4校)
	11月	・科学フェスティバルに出展・参加する。(9・10日)
	11月24日	・おはなしフェスタ2013を開催する。
	12月 7日	・南千住図書館関係者が来館する。
平成26年	1月	・給食ブックトークを実施する。(市内4幼稚園)
	3月 1日	・市庁舎にブックポストを設置する。
		・公園通りの図書館通信「ヨモッカ」第2号を発行する。
	4月 1日	・祝日(年間5日)及び月末休館日(年間6日)を開館する。
	5月 10日	・図書館わくわくランドを開催する。
	6月	・出前講座を実施する。
	6月14日	・パネルシアターかくれんぼ公演(アルスホール)を実施する。
	7月	・新任司書教諭補助員研修(4日間)を実施する。
	7月12日	・グループスイミー公演(アルスホール)を開催する。
	7・8月	・ジュニア図書館員を受入れる。(68名)
	8月 1日	・公園通りの図書館通信「ヨモッカ」第1・2号を発行する。
	8月	・インターンシップを受入れる。
	10月17日	・学校訪問ブックトークを開始する。(小学校37校・中学校5校)
	10月30日	・絵本作家 ゴ布林博士 小中大地さん作品展(～11/19)
	11月	・科学フェスティバルに出展・参加する。(8・9日)
	12月	・公園通りの図書館通信「ヨモッカ」第3号を発行する。
平成27年	1月	・給食ブックトークを実施する。(市内3幼稚園)
	3月 1日	・公園通りの図書館通信「ヨモッカ」第4号を発行する。
	3月	・ファーストブック講座を2回開催する。(8・14日)
	4月 1日	・祝日(年間12日)及び月末休館日(年間7日)を開館する。 ・4交流センター図書室の管理が移管される。 ・雑誌スポンサー制度開始

13 平成 26 年度年間統計



開館状況

開館日数 284 日
開館時間 2,492 時間

登録等

奉仕人口 219,093 人 (H26.4.1 現在)
入館者数 546,732 人 (1,925 人/日)
登録者数 43,147 人 (市外 1,945 人)

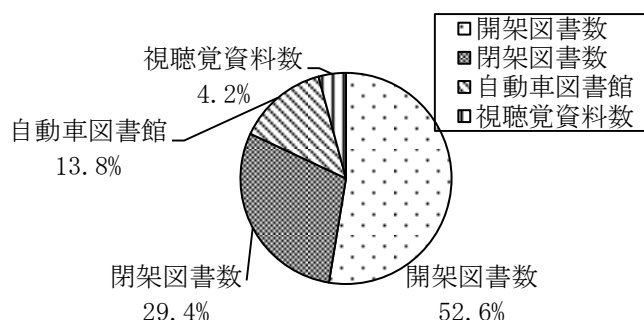
団体

団体登録 103 団体
団体貸出回数 185 団体
団体貸出冊数 9,605 冊

蔵書

蔵書冊数 (図書のみ) 290,547 冊
(内訳) 開架図書数 159,499 冊
閉架図書数 89,070 冊
自動車図書館 41,978 冊
視聴覚資料数 (CD・DVD・ビデオ等) 12,739 点
雑誌数 215 種
新聞数 31 紙

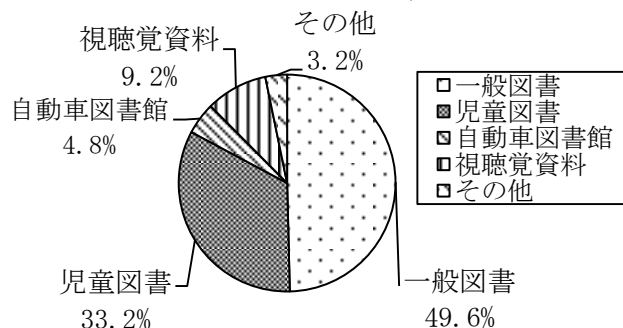
所蔵数 303,286冊 (点)



貸出

貸出者数 238,345 人
大人 187,638 人
児童数 50,707 人
一日当たり貸出者数 839.2 人
貸出総数 968,289 冊
利用者一人当たりの貸出数 4.1 冊
視聴覚機器利用者数 3,254 人

資料区分別貸出冊数割合



受入

年間資料購入総額 35,956 千円
(内訳) ① 図書資料 28,508 千円
② 視聴覚資料 4,492 千円
③ 雑誌 2,090 千円
④ 新聞 866 千円

受入資料総数 19,489 冊 (点)
(内訳) ① 購入図書 18,359 冊
② 購入視聴覚 583 点
③ 寄贈他 547 冊 (点)

除籍

年間除籍資料数 25,614 冊 (点)



《注釈》

- 1 所蔵する資料は、図書及び視聴覚資料 (CD・DVD 等)、新聞・雑誌等を指す。
- 2 貸出者数及び貸出資料数には、自動車図書館の利用者も含む。
- 3 オンライン化している各交流センター (筑波・小野川・谷田部・荃崎) のデータは含まない。

① 月別統計（中央のみ）

	開館日数	入館者数	貸出人数 (団体含む)	貸出冊数 (団体含む)	予約・リクエスト 件数	視聴覚 機器利用 人数
4月	24	44,662	18,977	76,941	5,952	289
5月	26	48,313	20,007	81,787	6,522	260
6月	21	39,986	17,142	71,642	5,684	195
7月	26	53,133	20,603	83,915	6,383	382
8月	27	64,719	21,967	88,925	6,891	511
9月	23	43,852	18,590	77,603	6,605	253
10月	25	44,163	18,813	76,367	6,816	193
11月	23	44,389	19,217	80,384	6,299	253
12月	22	37,484	16,905	70,112	5,758	184
1月	22	39,657	17,734	74,613	7,025	206
2月	19	38,614	16,647	68,457	6,079	199
3月	26	47,760	19,563	80,589	6,712	329
合計	284	546,732	226,165	931,335	76,726	3,254
日平均		1,925	796	3,279	270	11
月平均	24	45,561	18,847	77,611	6,394	271

② 有効登録人数

年 齢	登録人数	比率 (%)
0～6	1,607	3.7
7～12	7,961	18.5
児童小計	9,568	22.2
13～15	1,929	4.5
16～18	1,364	3.2
19～22	2,539	5.9
23～29	3,389	7.9
30～39	7,085	16.5
40～49	8,088	18.8
50～59	3,947	9.2
60～	5,135	11.9
一般小計	33,476	77.8
個人計	43,044	100
団体計	145	
総計	43,189	

③ 貸出人数

年 齢	中 央	自動車	谷田部	筑 波	小野川	荃 崎	郵 送	合 計	比率 (%)
0～6	10,784	3,608	1,247	805	1,554	493	0	18,491	5.8
7～12	29,466	6,849	3,494	2,203	3,830	1,580	0	47,422	14.8
児童小計	40,250	10,457	4,741	3,008	5,384	2,073	0	65,913	20.6
13～15	5,873	58	521	406	562	208	0	7,628	2.4
16～18	3,814	28	276	314	353	122	0	4,907	1.5
19～22	8,263	15	183	137	225	84	0	8,907	2.8
23～29	11,880	89	704	255	432	247	0	13,607	4.2
30～39	36,966	551	4,806	2,091	3,392	2,153	0	49,959	15.6
40～49	54,821	394	4,539	3,055	6,390	2,284	1	71,484	22.3
50～59	30,175	180	2,749	2,033	3,544	2,018	0	40,699	12.7
60～	33,283	589	3,914	2,907	3,672	12,356	0	56,721	17.7
一般小計	185,075	1,904	17,692	11,198	18,570	19,472	1	253,912	79.2
相互貸借	654	4	0	0	0	0	0	658	0.2
個人計	225,979	12,365	22,433	14,206	23,954	21,545	1	320,483	100
団体計	185	0	2	0	0	83	0	270	
総 計	226,164	12,365	22,435	14,206	23,954	21,628	1	320,753	
比率 (%)	70.5	3.9	7.0	4.4	7.5	6.7	0.0	100	

④ 蔵書冊数と受入冊数

資料区分	中 央	自動車	谷田部	筑 波	小野川	荃 崎	合 計
一般図書	166,014	14,408	36,956	16,485	16,905	38,888	289,656
ヤ ン グ	10,073	2	1	0	19	1	10,096
児童図書	62,365	27,568	14,566	14,088	12,218	13,592	144,397
外国語一般	7,548	0	0	0	0	0	7,548
外国語児童	2,569	0	112	1	40	61	2,783
視聴覚資料	12,739	0	0	7	0	0	12,746
雑 誌	11,543	0	440	982	453	834	14,252
全資料合計	272,851	41,978	52,075	31,563	29,635	53,376	481,478
比率 (%)	56.7	8.7	10.8	6.6	6.2	11.1	100

資料区分	中 央	自動車	谷田部	筑 波	小野川	荃 崎	合 計
受入冊数合計	16,525	2,964	622	823	687	731	22,352

※一般図書＝一般図書＋文庫＋参考図書＋郷土資料＋市政資料＋教科書の合計

※児童図書＝児童図書＋絵本＋紙芝居の合計

14 ボランティア活動状況

登録状況

(平成26年度)

項目	おはなし	児童 サービス	修理	音 訳	点 訳	国際化 サービス	配架	地域文化	地域資料
登 録 人 数	66	15	26	29	13	10	21	10	13

活動状況

項目	おはなし		児童 サービス		修 理		音 訳		点 訳		国際化 サービス		配 架		地域文化		地域資料	
	活動 日数	延人数	活動 日数	延人数	活動 日数	延人数	活動 日数	延人数	活動 日数	延人数	活動 日数	延人数	活動 日数	延人数	活動 日数	延人数	活動 日数	延人数
4 月	5	13	1	6	9	48	5	22	1	7	1	3	31	31	3	12	4	12
5 月	7	18	1	5	6	32	3	12	1	6	1	3	29	29	3	13	3	7
6 月	7	18	1	6	6	34	4	20	1	6	1	3	22	22	3	9	2	6
7 月	7	13	1	5	7	36	4	17	1	6	1	3	29	29	3	10	3	8
8 月	6	15	0	0	8	26	4	17	0	0	0	0	21	21	4	16	4	8
9 月	6	12	1	6	7	38	5	18	1	8	1	3	20	20	2	6	3	7
10月	6	18	1	6	8	47	4	17	1	6	1	3	21	21	2	9	4	9
11月	5	11	1	4	5	25	4	16	1	4	1	3	21	21	2	3	3	9
12月	5	10	1	6	7	34	4	17	1	7	0	0	19	19	2	4	4	11
1 月	5	11	1	3	7	36	4	16	1	6	0	0	25	25	1	11	4	12
2 月	6	12	1	6	5	27	4	16	1	3	1	3	18	18	2	17	3	9
3 月	5	12	1	4	9	60	4	13	0	0	1	3	23	23	2	14	3	7
計	70	163	11	57	84	443	49	201	10	59	9	27	279	279	29	124	40	105

ボランティア活動実績

おはなし会 毎週土曜日等

おとなのためのブックトーク 12回実施

古典であ・そ・ぼ 11回実施

修理冊数 2,438冊

5 月 図書館わくわくランド

パネルシアター公演

7 月 人形劇公演

8 月 夏の夜話

10月 朗読会

原画展 (10/30-11/20)

12月 クリスマスプレゼント作成

2 月 図書リサイクル協力

151	ハウジング	173	法学教室	195	ランナーズ
152	B i r d e r	174	本の雑誌	196	L E E
153	母の友	175	毎日が発見	197	レコード芸術
154	P a p y r u s	176	M a c F a n	198	歴史群像
155	バレーボール	177	孫の力	199	歴史読本
156	P i a n o	178	MAMOR	200	ロボコンマガジン
157	PHP	179	Mr. P C	201	ワールドサッカーキング
158	PHP のびのび子育て	180	ミステリマガジン	202	W a n
159	美術手帖	181	ミセスのスタイルブック	203	Better Homes and Gardens
160	B i g t o m o r r o w	182	m i l s i l	204	ESQUIRE
161	B e - p a l	183	MOVE	205	Hir@gana times
162	ひよこクラブ	184	M e n ' s E X	206	National Geographic
163	フォトいはらき	185	M e n ' s n o n ・ n o	207	National Geographic KIDS
164	婦人画報	186	MORE	208	marie claire
165	婦人公論	187	MOE	209	Reader's Digest (英)
166	婦人之友	188	モーターサイクリスト	210	Scientific American
167	武道	189	モダンリビング	211	TIME
168	プレジデント	190	モノマガジン	212	Weekly Chosun
169	プレジデントF a m i l y	191	やさい畑	213	月刊クルトギ
170	フローリスト	192	山と溪谷	214	亞洲週刊
171	文學界	193	ゆうゆう	215	天下雑誌
172	文藝春秋	194	ラジコンマガジン		

【一般紙】

- 1 朝日新聞
- 2 産経新聞
- 3 日本経済新聞
- 4 毎日新聞
- 5 読売新聞
- 6 朝日新聞 (夕刊)
- 7 日本経済新聞 (夕刊)
- 8 毎日新聞 (夕刊)
- 9 読売新聞 (夕刊)

【地方紙】

- 10 茨城新聞
- 11 常陽新聞
- 12 東京新聞
- 13 福島民報
- 14 福島民友

【スポーツ紙】

- 15 スポーツ報知
- 16 日刊スポーツ

【専門紙】

- 17 日刊工業新聞
- 18 日経産業新聞
- 19 日経流通新聞

【政党機関紙】

- 20 しんぶん赤旗
- 21 公明新聞
- 22 社会新報
- 23 自由民主
- 24 週刊新社会

【外国語新聞】

- 25 The Japan News
- 26 The Japan Times
/International-
New York Times
- 27 人民日報 (中国)
- 28 東亜日報 (韓国)

【子ども向け新聞】

- 29 朝日小学生新聞
- 30 毎日小学生新聞
- 31 週刊S T
- 32 常陽小学生新聞

資 料 編



図書館ねこ ブンちゃん

1 つくば市立図書館条例

(設置)

平成2年3月27日
条例第13号

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、つくば市立図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 つくば市立図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
つくば市立中央図書館	つくば市吾妻二丁目8番地

(図書館協議会)

第3条 法第14条の規定に基づき、つくば市立中央図書館につくば市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命する。

3 委員の定数は、20人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例9・一部改正)

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成2年6月8日から施行する。

附 則(平成9年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 つくば市立図書館条例施行規則

平成 2 年 5 月 22 日
教委規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、つくば市立図書館条例（平成 2 年つくば市条例第 13 号）第 4 条の規定に基づき、つくば市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(責務)

第 2 条 図書館は、図書資料の貸出し及び地域図書館活動の援助並びに他の図書館との相互協力等を通じて、市内のいずれの場所においても均質な図書館サービスが受けられるよう、組織的、かつ、効率的運営に努めなければならない。

第 3 条 削除

(平成 22 教委規則 4)

第 4 条 削除

(平成 22 教委規則 4)

第 5 条 削除

(平成 22 教委規則 4)

第 6 条 削除

(平成 22 教委規則 4)

(資料区分)

第 7 条 図書館資料のうち図書資料は、図書、雑誌、新聞、パンフレット、紙芝居、視覚障害者用資料等とする。

2 視聴覚資料は、ビデオテープ、レーザーディスク、デジタル・ヴァータイル・ディスク、カセットテープ、コンパクトディスク、マイクロフィルム、16ミリフィルム等とする。

3 電磁等により記録された情報であつて、閲覧を可能にした資料とする。ただし、第 1 項及び第 2 項に定める資料を除く。

(図書館資料の収集及び保存)

第8条 図書館資料の選択、収集及び廃棄処理については、館長の定めるところによる。

2 図書館資料の収集は、購入、寄贈及び寄託によるものとする。

3 収集した資料の取扱いについては、館長の定めるところによる。
(収集方針の公開)

第9条 図書館は、図書館資料収集方針を制定し、一般に公開するものとする。

(休館日)

第10条 図書館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、つくば市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合は、これを臨時に変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。
ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日

(3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。
ただし、前2号に掲げる日は、除く。

(4) 館内整理日 毎月末日(当該日が前3号に掲げる日並びに土曜日及び日曜日に当たるときは、これらの日以外で当該月において末日に最も近い日)

(5) 特別整理期間 毎年2週間以内で教育委員会が定める日

(6) その他教育委員会が図書館の管理運営上必要と認めた日

(開館時間)

第11条 図書館の開館時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを臨時に変更することができる。

(利用の種類)

第12条 図書館において、利用者が受けることのできる図書館サービスは、おおむね次のとおりとする。

(1) 館外貸出(以下「貸出し」という。)

(2) 館内利用

(3) 複写

(4) 集会室及び和室（以下「集会室等」という。）の使用

(貸出禁止資料)

第13条 図書館資料のうち、次に掲げる資料は貸出しをしない。ただし、館長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 新聞

(2) 雑誌の最新号

(3) 視聴覚資料(ただし、貸出の利用許諾を得たものを除く。)

(4) 第7条第3項に規定する資料(ただし、貸出の利用許諾を得たものを除く。)

(貸出しの対象者)

第14条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、つくば市に居住又は通勤若しくは通学している個人並びに、その事務所の所在又は活動の場が市内である団体であって、館長に貸出登録申込書(様式1号)を提出し、登録を行った者とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 館長は登録に当たって、前項に該当することを証明する書類の提示又は提出を求めることができる。

3 館長は、第1項の登録を行った者に対して利用カードを交付するものとする。

4 利用カードの交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けることができる。

5 第3項の利用カードの交付を受けた者は、利用カードを紛失し、又は貸出登録申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出て、利用カードの再交付を受け、又は登録内容を更新しなければならない。

6 利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(貸出しの手続)

第15条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用カードを館長に提示しなければならない。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りではない。

(図書館資料の貸出点数及び貸出期間)

第16条 貸出しを受けることができる点数及び期間は、別表第3のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、これを臨時に変更で

きる。

（自動車図書館）

第17条 市内を巡回して図書館資料の貸出しその他のサービスを行うため、中央館に自動車図書館を置く。

2 自動車図書館の巡回日時及び場所については、館長が別に定める。

3 館長は、天候の不順等により巡回が適当でないと認めたときは、巡回を中止することができる。

4 第14条から第16条までの規定は、自動車図書館の利用について準用する。この場合において、第16条別表第3中「2週間以内」とあるのは、「次の巡回日まで」と読み替えるものとする。

（館内利用の種類）

第18条 館内における図書館資料の閲覧は、自由に行うことができる。ただし、次に掲げる各号の利用に際しては、所定の手続をとらねばならない。

（1）視聴覚機器の利用及び視聴

（2）対面朗読

（3）図書館の所蔵する文献資料の複写

（集会室等の使用）

第19条 集会室等を使用しようとする者は、使用日前6月から前日までの間に図書館施設使用許可申請書（様式2号）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可をしたときは、図書館施設使用許可書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（使用の制限）

第20条 館長は、利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

（1）この規則等に違反したとき。

（2）使用目的が許可時と異なったとき。

（3）災害その他の事故により図書館の使用ができなくなったとき。

（4）館長その他の職員の指示に従わないとき。

（5）館長が図書館運営上支障があると認めたとき。

(損害賠償等)

第21条 利用者は、故意又は過失により図書館資料並びに図書館の施設及び備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を館長に届けるとともに、直ちに当該図書館資料並びに施設及び備品等を現状に復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(営利行為等の禁止)

第22条 図書館又はその敷地内において、営利を目的とする行為又は広告その他これに類するものの掲示若しくは配布をしてはならない。ただし、館長の許可を受けたときは、この限りではない。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営等に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年6月8日から施行する。

附 則 (平成3年教委規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年教委規則第6号)

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年教委規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のつくば市立図書館条例施行規則様式第2号から様式第3号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成9年教委規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前のつくば市立図書館条例施行規則様式第1号から様式第3号までの用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成14年教委規則第18号）

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1を次のように改める

別表第1 削除

別表第2（第11条関係）

開 架 室	火曜日から金曜日までは、午前9時30分から午後7時まで 土曜日及び日曜日は、午前9時30分から午後5時まで
集会室 等	午前9時から午後10時まで

別表第3（第16条関係）

貸出区分	資 料 区 分	期 間	点 数
個人貸出	図 書 資 料	2週間以内	10冊以内
	視 聴 覚 資 料	1週間以内	3点以内
団体貸出	図書資料（長期）	3月以内	300冊以内
	図書資料（短期）	1週間以内	40冊以内
	視 聴 覚 資 料	1週間以内	10点以内

備考 期間の算定は、貸出日の翌日から起算するものとする。

3 つくば市立図書館資料収集及び保存に関する方針

平成27年3月18日
館長決裁

(趣旨)

第1条 この方針は、つくば市立図書館条例施行規則第8条の規定に基づき、つくば市立図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集、保存及び廃棄に関し、必要な事項を定める。

(収集の基本)

第2条 図書館は、人間活動のあらゆる面に係わる資料を収集及び提供することにより、学校教育を含む生涯にわたる学習を支援する公共機関である。このような観点に立って、市民の要求に応えられる資料の充実及び確保を図るため、図書館の資料収集における基本的な考え方を次のとおりとする。

(1) 乳幼児から高齢者まで幅広い年代層にわたる利用者からの多様な要望に対応できるように、標準的な資料を中心にして、市民の学習、教養及び娯楽等に資するとともに、基礎的な専門調査に耐えうる資料を収集する。

(2) 中央図書館、自動車図書館及び地域交流センター図書室とのネットワークを考慮し、図書館全体として体系的な資料収集を行う。

(収集の方針)

第3条 前条の規定に基づく資料収集の方針は次のとおりとする。

(1) 図書館法の理念にふさわしい資料を収集する。

(2) 市民の生涯にわたる多様な要求に十分対応できるような資料を収集する。

(3) 国際都市つくばにふさわしい資料を収集する。

(4) 地域資料を網羅的に収集する。

(5) つくばのまちづくりに係わる資料を収集する。

(収集の留意)

第4条 資料の収集に当たっては、法の規定を順守し、特に次のことに留意する。

(1) 対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的及び党派的立場にかかわらず多様な資料を収集

する。

(3) 図書館職員の個人的な関心や好みによる収集は厳に慎むものとする。

(4) 個人及び各種団体からの圧力又は干渉に左右されずこの方針により資料を収集する。

(5) 次の資料は原則として収集しないものとする。

ア 人権への配慮に欠ける資料

イ 特定の機関、個人、団体の宣伝となる資料

ウ 特定の機関、個人、団体を中傷するような資料

エ 公序良俗に著しく反する、又は犯罪を助長するような資料

オ 性的表現が過激な資料

(6) 次の資料の収集に当たっては、十分検討する。

ア 特殊装備の資料及び、形態が複雑な資料

イ 取得価格が著しく高額な資料

(他館との連携)

第5条 資料の収集に当たっては、県立図書館及び県内公共図書館等との連携、協力に努める。

(収集の基準)

第6条 資料収集の基準は次のとおりとする。なお、詳細は別表1のとおりとする。

(1) 一般図書 各分野の資料を基本的なものを中心に幅広く収集する。また、主催事業に関連する資料は積極的に収集する。

(2) 児童図書 乳幼児から小学生（以下「児童」という。）を対象とした資料を収集する。その基準は一般図書に準ずものとする。また、学校図書館との連携を深めるために次の資料を収集する。

ア 調べ学習を支援する資料

イ 学校教育を補い、自学自習を促す資料

ウ 児童が読書の楽しみを享受できる資料

エ 団体貸出しの要望に応えるために適切な数の複本

(3) ヤングアダルト図書 一般図書の収集基準に準じ、主に中高生のための資料を幅広く収集する。あわせて、進学及び就職に役立つ資料も収集する。

(4) 視聴覚資料 幅広い年代からの利用に応えられるように図書収集基準

に準じ、次のものを収集する。

ア デジタル・ヴァータイル・ディスク（DVD）

イ コンパクトディスク（CD）

ウ その他の視聴覚資料

（５）参考図書 調査・研究の参考となるための資料として、辞典、事典、年鑑、白書、統計書、目録等を幅広く収集する。

（６）地域資料 つくば市関連の資料を中心に収集する。

（７）市政資料 つくば市が発行した行政資料は全て収集する。

（８）逐次刊行物 各分野の雑誌を基本的なものを中心に幅広く収集する。

また、新聞は主要全国紙及び茨城県内地方紙を中心に外国語新聞等も収集する。ただし、漫画雑誌は収集しないものとする。

（９）障害者用資料 図書館の利用に支障のある人が利用しやすいように主に次の資料を収集する。

ア 録音図書

イ 点字図書、点字絵本及び点字雑誌

ウ 大活字図書

（１０）外国語図書 外国で出版された基本的な資料及び外国語で書かれた日本に関する資料は、できる限り多様な言語で収集する。

（１１）その他 次の資料を収集する。

ア 地図

イ 電子情報資料

（寄贈資料等）

第 7 条 寄贈資料等は、寄贈及び寄託資料とし、次のとおりとする。

（１）地域資料及び市政資料

（２）つくば市と特に係わりの深い資料

（３）外国語図書

（資料の保存）

第 8 条 図書館が収集した資料の保存年数は別表 2 のとおりとし、受入日から起算する。

（資料の除籍）

第 9 条 図書館が収集した資料は、前条の規定による保存年数を経過後に除籍す

る。

ただし、次に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず除籍することができる。

- (1) 汚損及び破損 汚損若しくは破損が甚だしく補修できない資料又は補修する価値がないと認められた資料
- (2) 亡失及び不明 蔵書点検により3回連続して所在が不明な資料又は、災害時の事故により所在不明若しくは利用不能となった資料
- (3) 利用者の不明 貸出資料のうち、度重なる督促手続にもかかわらず、利用者が所在不明となり、最終督促日から3年以上経過した資料
- (4) 長期延滞 貸出資料のうち、度重なる督促手続にもかかわらず、返却期限から3年以上経過した未返却資料
- (5) 不用 数値や内容等の変化に伴い、利用に耐えられなくなった資料、最新版若しくは同一主題より優れた資料との代替が可能な資料又は今後利用の見込みが少ない複本資料

(除籍等の留意)

第10条 除籍の際、必要特段の留意をもって判断するものは次のとおりとする。

- (1) 地域資料及び市政資料
- (2) 参考図書
- (3) 全集及び叢書
- (4) その他特に高価な資料又は資料的に価値があり保存が必要な資料
- (5) 他の図書館から相互貸借で利用不可能な資料
- (6) 保存年数を過ぎても、過去3年間のうちで貸出実績のある資料

(除籍の手続)

第11条 除籍対象に該当する資料は、つくば市物品規則第23条の規定に基づき、所定の事務手続を経て除籍資料を決定する。ただし、新聞についてはこの限りではない。

2 除籍資料の決定後、原簿及び電子データ等に除籍した旨を記録する。

(資料の廃棄)

第12条 除籍資料の廃棄は、つくば市物品規則第24条の規定に基づき行うとともに、館印又はバーコードを抹消した後、次の順序を踏み廃棄資料の有効活用を図るものとする。ただし、視聴覚資料の廃棄に当たっては、著作権上から有効活用できないものとする。

(1) つくば市立の施設への譲渡

(2) 市民への譲渡

2 有効活用を図れなかった、又は図れない廃棄資料については、分別後、つくば市クリーンセンターへ持ち込み、廃棄する。

(その他)

第13条 この方針は、つくば市図書館条例施行規則第17条に規定する自動車図書館についても準用する。

第14条 この方針は、中央図書館とオンラインで結ばれている図書室についても準用する。ただし、寄贈資料等及び資料の除籍に関しては、所蔵数を勘案し、この限りではない。

附 則

この方針は、平成26年8月19日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

資 料	内 容	保存期間
図 書	地域資料 市政資料	永 年
	地理・紀行ガイドブック 参考資料のうち年鑑・白書等の逐次刊行図書	5 年
	その他	10 年
新 聞	茨城県地方紙 朝日新聞・読売新聞・日本経済新聞・毎日新聞	2 年
	その他 (オンラインで結ばれている図書室)	1 年 (6 月)
雑 誌	児童雑誌・図書館雑誌・美術雑誌・点字雑誌	永 年
	同じ内容が電子情報資料や図書資料で閲覧できる資料 最新の情報が求められる資料 外国語週刊誌	1 年
	その他	2 年
視聴覚資料	地域資料 市政資料	永 年
	その他	10 年

平成２７年度 つくば市の図書館概要

発 行	平成２７年１０月
発行者	つくば市立中央図書館 つくば市吾妻二丁目８番地
	TEL ０２９（８５６）４３１１
	FAX ０２９（８５６）６２７７
